

経済産業省告示第八十号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）別表第一第一号、第三号、第十五号、第二十一号及び第二十二号の規定に基づき、平成十八年経済産業省告示第三百九号（輸入貿易管理令別表第一第一号等に規定する経済産業大臣が告示で定める貨物の一部を改正する件）の一部を次のように改正し、平成二十一年四月十四日から施行する。

平成二十一年四月十三日

経済産業大臣 二階 俊博

附則中「平成二十一年四月十三日」を「平成二十二年四月十三日」に改める。